

第一七七回

衆第三一号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条春分の日 の項の次に次のように加える。

主権回復記念日　四月二十八日　苦難の占領期を経て主権を回復したことを記念し、国の真の独立の意味に思いをいたす。

附　則

この法律は、平成二十四年一月一日から施行する。

理 由

国民の祝日として主権回復記念日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。